

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年4月21日

住 所 岡山県倉敷市水島川崎通一丁目14番5  
名 称 水島エコワークス株式会社  
代表取締役 藤井 和夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日	平成15年3月20日	許可番号	第(3、5、8、13の2)-K50号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類	焼却施設(ガス化改質方式) 産業廃棄物: 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(自動車等破砕物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず(自動車等破砕物を含む)、鋳さい、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの、輸入された廃棄物(前掲の廃棄物に限る。) 特別管理産業廃棄物: 廃油、廃酸、廃アルカリ、特定有害産業廃棄物(廃石綿等を除く)及びこれらを処分するために処理したもの、輸入廃棄物に係るばいじん、燃え殻及び汚泥		
設置場所	岡山県倉敷市水島川崎通一丁目14番5		
処理能力	555t/日(24時間) (185t/日×3基)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		